

令和3年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月11日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第33号 瑞穂市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第34号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第35号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第37号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第38号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第39号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

18番 藤 橋 礼 治

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸

調整監 宇野真也
教育委員会
事務局長 広瀬進一

環境水道部長 矢野隆博

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 久野秋広 書記 宇野伸二

開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは、皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、朝早くから大変傍聴いただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同条第3項におきましては、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べる事ができないとなっておりますので、十分注意して発言されますようよろしくお願い申し上げます。

日程第1 諸般の報告

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告いたします。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、6月2日に関谷守彦君から、発議第4号核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書が提出され、受理いたしましたので、後日議題にしたいと思っております。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、6月8日に若井千尋君から、発議第5号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書が提出され、受理いたしましたので、後日議題にしたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第33号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第2、議案第33号瑞穂市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第34号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第3、議案第34号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第34号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

この条例は、コロナ特例によって保険税を減免するという条例、昨年度行われましたけれども、それを今年度も引き続き行うための条例というふうに聞いております。その中で、それ自体は非常に重要なことだもんで、ぜひお願いをしたいと思っておりますけれども、中を見ますと若干疑問が生じたことがあります。それについて質問をさせていただきます。

この減免の対象になるのは、前の年の収入が3割以上減少したという基本的な条件がございます。これを考えますと、昨年この減免を受けられた方、つまりは令和元年度と比較して、令和2年度の収入が著しく3割以上減少した人を対象に、この減免の適用がされたと。そして、それを今度は今年度、令和3年度にも引き続き行うということでもあります。この場合、比較するのは前年の令和2年の収入と比較して、それが3割以上、下がった場合に適用されるということになります。

そうしますと、単純な疑問なんですけれども、昨年収入が減って、この適用を受けた。しかし、今年その収入が回復しない、横ばいであるとした場合、この3割は減っていないということで、今回の減免の適用はされないことになると思います。当然、今年度の保険税そのものは、収入が減ったということで、所得が減ったということで、保険税そのものは低くなっているとは思いますが、このコロナ特例の減免の割合は結構高いのではないかと考えておりますので、昨年と同程度の収入しか確保できなかった、なかなかこのコロナ禍の下で収入を増やすことができなかったという方については、ひょっとしたら収入は変わらないけれども、昨年よりも保険税が上がる可能性があるのではないかと、そんなふうに危惧をしておりますけれども、そういったことが起こり得るのかどうか、そういったことについて御答弁をお願いしたいと思います。以上です。

あとの質問については、自席のほうからさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） おはようございます。

関谷議員の質問に答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の

減免等については、令和3年3月12日事務連絡において、厚生労働省保険局国民健康保険課、総務省自治税務局市町村税課から、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」が発出されました。その中で、令和3年度における取扱い、減免の対象となる保険税は令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、普通徴収の納期限が設定されているものが減免対象とされています。

減免基準の具体的な要件としまして、1. 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯は減免対象となります。

2. 減免基準の所得要件として2つあります。

1つ目は、世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入額の10分の3以上であること。

2つ目は、世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令に規定するほかの所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下であることと国から示されています。

このように、国の減免基準に沿って、当市も減免申請を受け付けていきたいと考えています。なお、この国の減免基準に沿った措置は財政支援が予定されていると聞いています。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私が質問させていただきましたのは、今回の措置によって適用される方、これは当然結構なことだと思いますけれども、場合によっては、収入が昨年と変わらなくても、今年保険税が上がる可能性のある方が見えるかどうか、そのことについてお答えを願いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） コロナウイルス感染症の影響により、前年の収入から今年の収入が10分の3以上減少する場合は、今年度の国民健康保険税は納付が困難となり、コロナ減免となります。

国民健康保険税は、前年の所得に対して課税され、前年の所得が減少していれば今年度の国民健康保険税も減少します。コロナ減免の適用にはなりません、今年度の保険税は前年度より減少しており、安くなっておると想定されます。

基本的には、国民健康保険税は加入者の数とか所得によって変わりますので、一概に所得に関してはどうなるかという判断は、今ここではちょっと言えないので、報告しておきます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 当然今年度の保険税は、所得が減れば、その分、所得割の部分は当然減ってまいります。それは御説明のとおりだと思います。

ところが、その場合、減る額については、所得割の部分が、簡単に考えれば、所得の減った分に相応して保険税が下がっていく。ただし、均等割等につきましては変わらない、そんな状況であります。

その一方、このコロナ特例によって減免がされますのは、その状況につきましては、前年の所得が300万以下の場合ですと全額、400万以下であると10分の8、550万以下の所得であると10分の6という減免の割合になっております。結構これは大きい割合ではないかなと私は思っております。つまりは、所得割で減る分よりも昨年は減っているのではないか、保険税が下がっているのではないか、そんなふうを考えるんですけれども、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 基本的には、国民健康保険の制度としまして、前々年度と今年度の収入の比較で減免に対する考え方があるという制度はございません。例えば、国保の県単位化に伴い、県のほうとしてそういった方針が出てきた場合に関しては、またその時点での適用はあるかとは考えます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御答弁は、そういった矛盾が起こる可能性は否定しないけれども、県内統一でないと取り決めないというお答えであったかなというふうに理解をするんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） そういった場合、そういった現象も起こるかとは考えています。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） こういった問題については、確かに今の仕組みとしては、前年度との比較をするという前提で保険税が決定されているのは、それはそのとおりだと思います。

それは原則でありますけれども、今回のコロナ特例がありますように、やはりそのときの状況によって種々いろいろと考える、それがあある意味では行政サイドのしていくべきことではないか。つまり、市民の目線に立った場合に、収入は変わっていない、場合によっては減ってい

ても、保険税が上がっていくことが想定されるのであれば、そういったことに対する善後策、必要ではないかなというふうには思いますけれども、そういったことの対応については特に考えていないということによろしいでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 柵橋市民部長。

○市民部長（柵橋正則君） 先ほどもお答えしましたが、県単位化として、県としてそういった方針が出てきた場合には、そのような対応をする予定でいます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、保険税を決めるのは、あくまでも個々の市町村でございます。県単位で決めているわけじゃないということですので、ある意味では市の独自性があってもいいのではないかと、そんなふうに思います。そういったことについて、またぜひ委員会のほうでも御論議いただければと思ひまして、この発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第35号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第4、議案第35号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 11番 杉原克巳議員。

○11番（杉原克巳君） おはようございます。

議席番号11番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

議案第35号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について、基本的なことだけ、ちょっと質問をさせていただきます。

今、私もタブレットを見ておりますと、今回の要するに内容と申しますのは地方創生に関するもので、企業版ふるさと納税基金についてということだと思ひます。

これから自席に戻りまして、基本的な考え方、これからの運営方式、そこら辺のことにつき

まして若干質問をさせていただきたいと思っておりますから、よろしく願いをいたします。

では、ちょっと質問をさせていただきます。

一応ホームページ等にも、企業版ふるさと納税についてということでアウトラインのことは記載をされておりますから、これは一応理解をしたということで、では、こういう企業版ふるさと納税ということを実際に行っていくわけでございますが、一番最初に基本的なことでございますが、これは今後継続的に、地方がずうっとこのまま継続して行っていくものなのか、それとも時限立法で、例えば5年とか10年の間において、この企業版ふるさと納税というものを実施していくのか、そこら辺をまず最初に御質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） おはようございます。

今の御質問について御説明させていただきます。

時限立法かどうかというのは、私はまだ聞いておりません。その辺は、ちょっと私ども今現在調べておりませんので、ごめんなさい、また調べさせてもらって回答させていただきます。

ただ、今回のものに関しましては、国のほうとしましては、いろんなふるさと納税とかやっていますけれども、いろいろと格差があるわけなんですね。都市部、私どものようなまち、人工的などちらかというところとベッドタウンのようなところは、過疎化措置とかも薄いですし、なおかつ会社、市内の中に企業というのも少ないわけなんですね。ですから、外から財源を取るところで、非常にこの企業版ふるさと納税というのは、私どものまちには合っているという形で今回狙わせていただいたということです。

その辺の、国のほうがずうっとやっていくのかどうかというのは、ちょっとまだ分からないところがありますので、もう少し詳細に調べさせていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 11番 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 一応ホームページを見ますと、要するに4つの基本目標ということで、4つの一応具体的に出ておりますが、私も他市町の状況というんですか、県内の状況をホームページを見ましたら、各務原市が航空宇宙博物館というようなことで、もう具体的に総事業費とか、それから寄附額ということで、これは継続事業だと思んですけど、やっておるといようなことで、それからあと海津市が淡水魚のハリヨを、またこれも同じように総事業費とか、それから寄附額、それから寄附企業ということで、これも現実に行っているようなことだと思いますけど、そこで瑞穂市は、今企画部長もお話ございましたけど、企業等もいろいろあまり大きな企業もないということで、それはよく分かるんですけど、こういう一般的の、要する

に今までやっております個人対象のふるさと納税というのと、企業対象となりますと、これはなかなかアプローチの仕方も私は違ってくると思うわけなんです。

こうなりますと、企業となりますと、要するに、この瑞穂市以外のところに出かけて、自治体を中心となって、これは当然市長がリーダーシップを持っていただいて、企業訪問をして、こういうことということで事業計画を立てて、瑞穂市はこういう事業に使いたいというようなことで、これは要するに、市がプロジェクトチーム等をつくってやらないと、企業版ふるさと納税というのはなかなか難しいというふうに私は直観的に思っておるわけなんです。執行部のほうはどういうふうにお考えかということをお答えいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） この企業版ふるさと納税に関しましては、やはり議員御指摘のとおり、庁内の体制づくりというのが大事でございます。今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中におきまして、地域再生計画というのをつくっております。その地域再生計画の中に、議員御指摘のとおり、4項目の事業があります。こちらは、割と包含的な定義をされておりますので、各セクションがつくられた、各部がつくった事業を明確にして、それを簡単なパンフレットにして関係する企業さんなんか売り込んでいくという形です。

この中では、この間は、前回部長会議のほうでは、まずはこういうものを立ち上げるということをお庁舎内では話をさせていただきました。それから、庁舎内でまた説明会等々を開いて、この事業は的確に売り込みできるのではないかと各部と調整しながらいきたいと思っております。

現在のところは、専門的なプロジェクトチームというところは考えておりませんが、進行状況によっては、また考えていく可能性もあるかもしれません。その辺は、また内閣府のほうから示されている各企業へのアプローチの仕方という中にも定義されておりますので、そういうところも参考にしながら進めさせていただきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 11番 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、企画部長のほうからお話がありました。まず条例化をせないけないということで、取りあえずそういうことで立ち上げるということで、まだ具体的にどういう事業を、どういう組織機構を持ってやるか、それからあと例えば数字的な目標設定をつくってやるのかというところまでまだ行っていないというようなことで、それは致し方がないなあと思うんですけど、ただ、立ち上げたからには、やはりある程度の成果ということも出さないと、要するに仏作って魂入れずというようなことでは、これはいけませんもんで、そこら辺はやはり慎重に、あまり大風呂敷を——ちょっと表現はまずいんですけど——広げずに、要するに、ある程度分野ごとに、これとこれとこれというふうに絞っていただきまして、やはり総合

力を持ってやらないと、なかなか企業さんというものも、今現状を見ましても、このコロナ禍で企業の業績格差というものが大変出てきておりますし、こういうものに対しては、本当に国が、内閣府が後方的なサポートはしてくれるといいましても、これはなかなか実際支援をするのは、やっぱり企業さんがお金を出すということでございますから、そこはやはり温度差もあるというようなことも考えなくてはいけないというようなことでございますから、そこら辺は慎重に、一步一步でいいですから、先ほど言いましたように、時限立法なのかということも、何にもまだその先も全然見通しが立っていないということでございますけど、一応こういうことで、国も要するに一地方創生の政策ということで立ち上げるということでございますから、それに乗っかってやるということも、これを私は決して否定はしておりません。ぜひともやってもらいたい。

要するに、瑞穂市をもう少し積極的にPRしていただいて、岐阜県に瑞穂市ありというようなことでポテンシャルティを高めていただくということも、これも企業版ふるさと納税の一つの手段として、私は一つの方向づけということで大変いい効果を出す方法だというふうに考えておりますから、それは議会側のほうにも、やはりそういうことで責任の一端もあるんじゃないかなあというふうにも考えておりますから、ひとつそこら辺慎重に構想を練っていただきまして、逐次こういうことをやるんだということで議会のほうにも提出をしていただいて、二人三脚でやっていく事柄ではないかなあというふうに考えておりますから、よろしく願います。

私は、今日の質問はこれまでにしておきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第37号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第5、議案第37号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 皆さん、改めましておはようございます。

議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題になりました議案第37号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、御質問をさせていただきます。

まず、初めに読書推進事業費についてということで御質問させていただきます。

令和3年度一般会計補正予算書の13ページを御覧いただきたいと思います。

10款教育費、6項社会教育費、2目の生涯学習振興費、事業としては読書推進事業費というふうに言われておりますが、5月27日全員協議会、令和3年度一般会計補正予算（第3号）一部概要の資料、並びに会派説明会の説明によりますと、読書推進事業費、生涯学習課分として2,096万4,000円のほうが計上をされております。

こちらの事業の目的は、コロナによる外出自粛の子供たちの支援や「読書のまち みずほ」を推進するために、未就園児から中学生までのお子さん9,195人を対象に1人2,000円の図書券を配付するという事業でございます。

そこで御質問をいたします。

この事業を行うことによって、子供たちや、また市民の方へどのような効果が期待できるでしょうか。また、この事業が生涯学習にどう広がっていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 改めておはようございます。

馬淵議員の図書券の活用、効果についての御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

まずもって瑞穂市のほうでは、教育委員会のほうで「読書のまち みずほ」ということで、重点活動として今取り組んでいるところでございます。現在、御存じのように、コロナ禍において自宅での生活が増えるといった生活を余儀なくされる子供たちに対して、こういった機会に、逆に読書をすることで心を落ち着かせるとか、新たな発見ができるということを読書に期待するところでございます。

そういった中で、中学生以下の全ての子供たちに図書カードを配付するというを行うわけですが、その際には、市長からのメッセージも同封して、市としての思いを代表の市長さんからのメッセージで送りたいというふうに思っておりますし、また、中にはどんな本を買ったらよいのかという迷いが出るお子さんもいるかと思っておりますので、対象年齢層別に紹介図書なんかも一緒にお配りできたらというふうに方法を考えております。

そのようにやる中で、どう効果的に活用するのかということに入るわけでございますが、市内の小・中学校に通う児童・生徒に、今年の夏休みは、教育長からの夏休みの宿題という形で出したいというふうに考えております。内容は、夏休みが終わった9月、自分が購入した図書の紹介をしましょうという宿題です。宿題の内容につきましては、自分が実際に買ったものを、ビブリオバトルというものが実際あるんですが、これは、こういった形まで高められたらいい

なあということも期待はしております。

ただ、学年によってはそれが難しい学年もあるかと思うんですが、もう少し具体的にお話ししますと、図書カードを使って個人が購入した本を学級の仲間に紹介するというものなんです。この紹介を聞いて、誰の発表が最も読みたいなあと思える本だったのか、これを競い合うというのは先ほどのビブリオバトルになるんですが、そういったものを作って、投票するというふうに考えています。紹介する際には、制限時間を決めて発表します。ただ、原稿を読んではいけないんです。自分の言葉で説明しなきゃなりません。それから、何か提示物を示して行うということもできません。そういった中で、使えるのは言葉だけなんです。言葉だけで、子供たちがこの本を読んでほしいという紹介をします。

子供たちの実態としましては、読書はかなり浸透し始めてきて、それはいいけど、読書感想文を書くのは苦手だというお子さんもかなりおります。そういった中で取り入れてきたのが、このビブリオバトルというものです。小学校の低学年は若干難しいかもしれませんが、学級の中での紹介というふうで終えてもよいかと思いますし、方法も厳密なビブリオバトルまでいなくても、各学校、学年、学級でいろいろ工夫していただいてもいいかとも思っております。

そこで、なぜこういったものを採用したのかという理由なんですが、制限時間を設けて、そしてこの本を学級の仲間に読んでほしいという言葉だけの訴えを行うと。これは、この本を紹介するといった力は、これからの社会に必要なかと思えます。言葉できちんと相手に納得できるように説明し切る、ここが私はとても大切だというふうに思っております。より説得力のある言葉を、どんな言葉を使えばいいのか、それをどのようにして活用して相手に説明するといいのか、これはとても大切なことだと私は思っております。

今回、図書カードを全てのお子さんに配付できる機会をいただきました。その中で、読書のすばらしさを実感してもらいたいと思っておりますし、そして、出会ったすばらしい本を仲間に紹介するということで、さらに読書の輪を広げていけないかということも効果として期待しております。さらに、こういったことが活動が広がる中で、例えば市の図書館と、あるいは市のPTA連合会と共同に、小・中学生ビブリオバトル大会というようなことが開催できるようなことを今願って、広がりもそういうふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、どのような政策の効果の広がりがあるかということで、具体的な例を挙げていただきまして御紹介いただきまして、本当にありがとうございます。

大変私も期待をすところございまして、ビブリオバトルというお話がありましたが、読書のまちを掲げる瑞穂市において、こういった事業、ややもすると図書券というものを

配って終わりのような印象を持ちますけれども、その背景には、こういうことを期待して事業を行っているんだということが分かりますと、税金の一部をお配りするということにとどまらず、そういった広がりがあることに今後期待をしていきたいと思えますし、また教育長がおっしゃられた、人に説得力のある言葉というものを使う、これは我々社会に出て、チームワークで物事を進めていくに当たっては大切な力、またそれが生きる力になるというふうに信じておりますので、ぜひ御検討、そしてパートナーとなつていただくPTAだとか、学校さんだとかと協力しながら進めていただきたいなあというふうに期待をするところでございます。

あと、それで漫画を買ってしまうんじゃないかとかという懸念の対策にもなるのかなあという御心配の声もクリアできるかなあと思っております。

ちょっと御通告はしておりませんが、再質問ですけれども、この事業をつくるに当たって、対象が小・中学生だということにして、このコロナ対策において、高校生、大学生というところの対応というのができているのかという市民の方の声をいただくことがあります。この図書カードの配付という事業に沿うかどうか、ちょっと分かりませんが、これを考えるに当たって、そのようなことはどのように御検討されたのか、お聞きさせていただきたいと思えます。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今回の事業を進めるに当たりまして、先ほど対応としては小・中学生だけなんです。その下のお子さんもおられます。未就園児のお子さん、乳幼児からのお子さんに対しても全てお配りするわけです。

それで、瑞穂市においては、下からのお話になりますけれども、10か月健診のときに、健康福祉部と共同でブックスタート事業というのも行っております。そういった形で、小さいときから本になれ親しむということを今進めてきておって、そして教育委員会として、そこから小学生、中学生と今発展してきているところでございます。

今事業化するに当たりましては、今のところそういったふうに進めてきているので、中学生まででいろいろ対応も考えることができるということで、先ほどのような事業、ビブリオバトルもあるわけですし、今後はやはり高校生、大学生へも視野を広げながらやっていく必然はあると思えますが、今回はそこまでのところで検討して行っていくというふうに御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今御紹介いただいたように、本当に「読書のまち みずほ」ということを考えていただきまして、小さい頃から、そして小学校、そして中学校まで、そういった政策をつなげてきていただいている、これは本当に大切でありがたいことだというふうに思っ

おります。

今、御答弁にもありました高校・大学へのことについては、小・中を経て瑞穂市に住む高校・大学に通うお子様たちにも、ぜひ読書というのが身につけて、一生の宝になるようなものにしていただきたいと思いますので、事を捉えて、そういったところへの対策、コロナに限らずですけれども、対策を取っていただきたいと思います。

ややもしますと、瑞穂市には高校がない、そして大学は朝日大学さんがございますが、市外に通われる方もたくさんいらっしゃいます。ですので、そういった方が瑞穂市に住んでよかつたなあと、瑞穂市に住んだから、こんなに本が好きになって、本から人生を変えるような出会いがあったとか、そういったことにつながるように、ぜひ政策の広がりを持って、これからも行っていただきたいと思います。

次、牛牧第1保育所移転・新築の測量、土地鑑定についてということに御質問をさせていただきます。

令和3年度一般会計補正予算書の12ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託費、測量調査設計委託料250万、そして土地鑑定委託料で66万が計上をされております。執行部からの説明では、牛牧第1保育所を移転し、民間事業者による公私連携型で新設するための土地取得に当たり、測量・土地鑑定費を計上するものであるとお伺いしております。

そこで御質問をさせていただきます。

この対象となる土地の位置、広さ、そして用途についてお伺いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの馬淵議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の測量する牛牧第1保育所の建設予定地というところで、公私連携型認定こども園の予定地という形になりますけれども、場所としましては、現園舎に近い近接したところで考えております。既に保育施設が存在しているので、その地域の方々にも御理解が得られやすいと考えております。

また、測量する対象の土地の広さというところでございますけれども、およそ4,500平方メートルを考えております。

また、測量の対象となる土地の利用の用途ということだと認識しておりますが、そちらにつきましては、認定こども園の園舎、園庭、また園児送迎時の保護者の駐車場を考えております。そのほか詳細なところにつきましては、また文教厚生委員会の協議会のほうで御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、御説明いただいたとおりにお聞きをしておりますが、牛牧小学校の駐車場にも使いたいというようなふうにお聞きをしておりますので、そういうことも含めて文教厚生委員会のほうで審議をしていきたいなあというふうに思っております。

関連になりますが、文教厚生委員会、全員協議会、会派の説明等で受けておるのですが、牛牧小学校において35人学級を実現していくには教室が不足すると。放課後児童クラブが使用している部屋を教室として利用すると。新たに学校外に放課後児童クラブの場所が必要となるから、老朽化、未満児保育の拡充のために、牛牧第1保育所を移転・新築して、現在の牛牧第1保育所を放課後児童クラブとして利用するというふうに伺っております。

そこで御質問をさせていただきます。

具体的に、牛牧小学校の教室が不足して、放課後児童クラブの場所が減るとするのはいつ頃の話でしょうか。また、牛牧第1保育所が移転・新築する場所はどのような理由で選ばれたのか、重なる部分もあるかもしれませんが、お伺いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 牛牧小学校の教室の不足等についての御説明を現状から含めてさせていただきますと思っております。

本市におきまして保育施設の整備は、御案内のように、瑞穂市の保育所整備計画に基づいて順次進めてきております。牛牧第1保育所については、公私連携型による新設、さらに生津小学校区には保育所施設の誘致ということについて、これまで保育事業を行うための適地を選定してまいったところでございます。そこで、今回牛牧第1保育所の公私連携型による新設を進めるに当たって、様々な要因があったということで御理解いただきたいと思います。

その中で、今回議員おっしゃるように、取り上げているのは、牛牧小学校の教室の不足についてという課題です。

牛牧小学校は、現在、放課後児童クラブが使用している教室があります。2つ教室を使っております。通常、学校施設を活用して放課後児童クラブを開設するというのは、使用されていないような教室がある場合というふうになっております。本市の場合は、学校によって人口増の部分と人口減の部分がありまして、それが若干アンバランスな部分もあるかというふうに思っております。牛牧小学校については、増設工事を平成27年度末に完了しておるところでございます。当時は余裕があって、放課後児童クラブとして活用することについて大きな支障はなかったと。しかも四十……。

〔「一般質問のやつと一緒にやがね。一般質問の内容と一緒にやがね」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君に申し上げます。

ただいま答弁中ですので、控えてください。

〔「ちょっとよく考えて質疑してもらわな。ちょっと休憩」の声あり〕

〔「続けてください」の声あり〕

〔「続行」の声あり〕

〔「発言させてください」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） ちょっと待ってください。

現在答弁中ですので、休憩については答弁終了後にいたしたいと思います。

それでは、加納教育長、続けてください。

○教育長（加納博明君） 牛牧小学校の増設を行ったときには、当時はまだ余裕があって、放課後児童クラブを活用してきたという現状がありました。

そこで、今回今年の2月に、文部科学省のほうから県教委を通じて35人学級の導入という通知がございました。岐阜県におきましては、以前から1年・2年・3年生について35人学級を導入してきたわけですが、4年生において、本年度からスタートするということになりました。今後はそれがまた拡大されるわけですが、牛牧小学校の状況は、今1年生から6年生までにおいて23学級あり、教室を使っております。特別支援学級については3教室、通級指導教室で2教室、日本語指導の教育が2教室という形で活用しております。そのため、少人数指導の教室を通常の教室に置き換えて活用しておりますが、これについては学級の人数が減りますので、少人数指導教室がよいかと思えます。さらには、相談室あるいは会議室といった教室も、通常の教室に今替えて使用している現状があります。

今後の状況としましては、令和4年度には、1年生から6年生までの教室が全部で24必要となっておりまゝです。その時点で、さらに少人数指導の教室を通常の教室として使用しなくてはならなくなる状況もあります。このような状況の中で教育活動を進める際に、特別支援のお子さんであるとか、日本語指導の必要性があるお子さんに対しての指導が困難になる可能性が出るということは十分考えられるところでございます。ちなみに牛牧小学校の場合、1学年140人を超えると、1つ学級が増えます。140人に近い学年が複数あるという状況も今後の対応として考えなきゃいけない状況でございます。

また、相談室を使用するに当たりましては、いわゆる不登校傾向のお子さんがいますので、そうした不登校傾向のお子さんに対して、相談室の存在は非常に重要な意味を持っております。そうした教育活動に対しても支障を来すということが考えられます。

そこで、以前から牛牧第1保育所を新設する際には、使用していた園舎の利活用として、放課後児童クラブを使用するという構想がございました。現在、牛牧小学校を使用している放課後児童クラブについては、牛牧第1保育所跡の施設へ移転することによって、学校での教室は確保されるということが想定されます。さらに、放課後児童クラブにつきましては、JA跡地も使っておりますので、学校を使っているお子さんたちとJAの跡地を使っているお子さんた

ちを、牛牧第1保育所に一括して指導ができるという体制が整えられるということが考えられてきておりましたので、そういう構想の下において今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） あまり申し上げたくないですけど、総括質疑で事前通告して、事務局も議長等も見られて、許されている質問だと思っておりますので、続けさせていただきます。この補正予算に上げてきた理由というところをお聞きしていますので、議案からは離れていないと信じておりますが、次の質問に移らせていただきます。

ウエディングフォト撮影支援事業というのに500万円の予算が計上されております。令和3年度一般会計補正予算書の9ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、18節負担金、補助金及び交付金、補助金としてウエディングフォト撮影補助金500万円が計上されております。

事前の説明では、コロナ対策の緊急事態宣言、県独自の非常事態宣言で結婚式ができなかった若い夫婦を支援して、写真撮影業者だとか、貸し衣装なんかに絡む事業者の支援というところも目的にあるとは思いますが、婚姻届を提出しましたが結婚式を挙げていない方で、どちらかが瑞穂市に住民票のある夫婦100組を対象に、撮影費を5万円を上限として補助する事業というふうに聞いております。2月末までに実施していただくということにされておまして、財源は、コロナ対策の地方創生臨時交付金を使用するというふうにお聞きをしております。

そこでお尋ねをいたします。

コロナにより市民生活に影響が出ていることへの支援である、これが地方創生臨時交付金の目的だというふうに思っておりますが、であるならば、ウエディングに限らず、外出できなかった高齢夫婦の思い出づくりの写真や成人式などで撮影する家族のイベント等もコロナ禍でできなかったと思っておりますが、年配者の方の思い出づくりや家族行事というものも補助の対象になるのか、お聞きをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ウエディングフォト撮影支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、緊急事態宣言以降に挙式等を断念せざるを得ないカップルを対象に、ウエディング写真撮影料の支援を行うものであり、併せて市内事業者支援のために実施するものであるということで、今御質問の中にありました説明と同じでございます。

成人式につきましては、今御質問ありましたが、瑞穂市では教育委員会のほうで、可能な限り密を避け、しかしその中でも地域の同級生たちとの思い出を語り合える機会をとして、感染予防対策を講じて、従来とは違う中学校区別での分散方式にて実施していただきました。その

中で、成人者の方には、それぞれの思い出づくりをしていただいたと考えております。

また、議員の質問にございましたように、高齢夫婦だとか、家族行事とか、質問の中には終活という言葉もございましたが、それらの行事につきましては、コロナ禍が過ぎましたアフターコロナ時代に、それぞれ家族や個人で思い出づくりをしていただけないかなあと、それが十分可能ではないかなあとということに私どもは見させていただきました。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、ウエディングという人生の中でも輝かしい時間である、この機会を捉えまして起こした事業でございます。今回御質問にありました終活、また高齢夫婦とか、家族行事のほうはちょっと対象とはしておりませんので、何とぞ御理解を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 人生で最大の行事の結婚式というのができなかったから、写真で残しておきたいというお気持ちに沿う事業であることは理解をさせていただくんですけども、そういった行事を行えなかった市民の方は、結婚された方のみではないと私は思います。例えば七五三とか、そういったところに家族の行事として出かけることは、行政が制限を、自粛をお願いしていたと思います。なので、自粛によってできないのはウエディングだけではないというのは理解をしておるんですけども、せつかく500万円の予算を計上していただいておりますので、予算に余りなんていうことを言うてはいけませんけれども、こういったほかの市民の方にも目を向けていただいて、このコロナで自粛をお願いさせていただいた市民のために、これはもちろんアフターコロナも含んでくると思うんですけども、コロナ禍にかかわらずですね。そういったことに対する支援というのもお考えいただいていると思いますが、引き続きお願いしたいと思っております。

最後の御質問になります。

フラワーアレンジメント事業というのに100万円計上されております。一般会計補正予算9ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、10節需用費、消耗品費等として100万円のほうで計上されております。

執行部からの御説明によりますと、来庁者のストレス緩和、花卉業者支援を目的に岐阜県で行われたフラワー事業の瑞穂市版として、本年8月から3月まで、市長室前のロビーで花のアレンジメントを置くなどの事業費として100万円を計上していると聞いております。毎月10万円をかけて、切り花などを置くというふうにお聞きをしておりますが、そこで御質問をさせていただきます。

どのようにこの事業を行っていくのかと、事業を行う際に誰に委託し、どのように依頼をされていくのか、お伺いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 改めまして、皆さんおはようございます。

馬淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、結婚式などの様々なイベントが中止され、花卉の需要が低迷する中、花卉を飾ることによってストレスの緩和などの効果が期待されることから、市役所に来庁された市民の方々に花いっぱい空間を提供いたしまして、その花々を見ていただいて、少しでもリラックスをしていただこうというものでございます。

先ほども議員おっしゃってみえたように、同様の県の花飾り事業ですが、昨年度、同じ場所です。穂積庁舎の2階ロビーで実施いたしましたが、庁舎を訪れた市民の方々は、その場で足を止めて御覧になったり、またスマホで写真などを撮ってみえる方などがおりまして、その空間を大変楽しまれたということで、大変好評を得たものであります。

今回は、同様の事業を実施したいと考えておりますが、この事業の実施につきましては、市内の業者との契約を考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） それでは、業者さんをお願いするということですが、この事業も新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を財源として使いますので、コロナ禍において、市所有の公共施設が使用できなくなったり、市民活動が制限される中で、ワクチンの接種が進み、アフターコロナを考えていく中での事業というふうに推察をするところでありますが、そうであれば、寄せ植えの市民サークルや華道を行う市民団体に御協力をいただいて、市民協働の事業というふうに行うということは想定をすることはできないのかと。寄せ植えサークルとか、生け花教室とかの発表の場というふうにはできないかということで、花を飾るという意味では同じ効果を得られるというふうには考えますけれども、なぜ業者に委託をすることとしたのかということと、小学校や中学校で花を見ることでコロナ対策として心を落ち着ける場所というのもつくれるというふうには考えます。ですので、そういったことの事業は、この事業には入ってこないのか、お聞きをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいま議員御提案の事業につきましては、既に穂積庁舎の2階のロビーにおきまして、市内の市民自主団体の鉢植え教室の方々に御協力をいただきまして、瑞穂市の花であるアジサイを5月24日から6月4日までの間、展示をして、来庁された市民の皆様へ癒やしの空間を提供させていただいております。

大変前向きな御提案でございます。しかしながら、今回このフラワーアレンジメント事業を実施する会場を穂積庁舎2階のロビーとしておりますが、財源にも限りがございます。まずは

穂積庁舎で事業を行いまして、議員御提案のような事業がほかの施設で可能かどうかというところにつきましては、今後検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君の質疑を終わります。

続きまして、5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

では、議案第37号、一般会計の補正予算について質疑をさせていただきます。

先ほどの馬淵議員の質疑と若干かぶる部分もあるかもしれませんが、できるだけ整理させていただいて、質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず第1点でありますけれども、今、先ほど馬淵議員も言われましたフラワーアレンジメント事業につきましてですけれども、先ほども若干指摘があったと思いますが、インターネットで調べますと、瑞穂市にある生花店、数軒はあるというふうには出ておりますけれども、どの程度のものか、私もなかなか承知はしていないというところであります。また、瑞穂市の特産物として、バラとか、洋ラン、カランコエ、サボテンなども市のパンフレットに示されているという中であります。

そんな中で、この取組を一つの事業者に委託してしまうやり方が果たしていいのかどうか、若干疑問を感じるところでありますけれども、そこら辺についてはどのようなお考えでそうされたのか、お答えを願いたいと思っております。

以下につきましては、自席のほうからさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 関谷議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

この事業の趣旨につきましては、先ほど馬淵議員の御質問にお答えさせていただいたとおりでございますが、基本的には市内の業者との契約を考えております。今回の事業の対象となる業者が限られるというような可能性があるというふうな御指摘だと思いますが、市の事業を実施するものでございますので、市の契約ルールというのがございます。これに基づいて進める必要がございますので、瑞穂市の契約規則に基づいて、入札者の資格を有する業者との契約を今のところ考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 事業を委託してやるというお話だと思います。そもそもこれの趣旨につきましては、今回のコロナの下で、確かに花の売上げとか、行事の縮小ということで非常に落ち込んでいるというのは承知しているところでありますけれども、それは市内の業者といえますか、例えば生花店であれば同じ状況であると思っておりますし、お花を生産してみえるところでも

当然その影響は出ていると思います。

そういうふうに考えた場合に、事業をぼんと委託してしまうのではなくて、例えばそういった関係者に寄っていただいて、いろいろなアイデアも出していただいて、一つの市の取組としてやっていくことも検討してもいいのではないかと個人的には思うんですけども、そんなこともいかがでしょうかという質問です。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 原則的なルールについては、先ほどお話をさせていただきましたが、市内には花卉の生産業者の方もお見えになると思います。私どもといたしましては、そこも含めて、できればお声をかけたいなあというような考えも持っております。今後、その点については調整を進めさせていただきたいと思いますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） せっかくの事業ですので、より有効に、そしてより盛り上がる形で行えれば、非常にいいのではないかと私は思います。

そんな中で、今回、先ほども若干ありましたけれども、会場を穂積庁舎の2階だけという限られたところになっております。これはどういった取組をするかということもありますけれども、ここだけに限定するのはなぜでしょうか。素朴な疑問ですけれども、お答え願います。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども同じような答弁をさせていただいたところですが、やっぱりこの事業でございしますが、財源にも限りがございます。まずは穂積庁舎での事業を行いまして、ほかの施設でももし可能であるならば、展開できるかどうかというところにつきましては、今後検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） どちらにしても、こういった取組については、様々な角度からいろんなことを検討されて、ぜひより有効な形で、そしてまたより実りのあるものになれば私はいいかなと思います。

そういった中で、またダブる、同じページ、9ページのウェディングフォト撮影補助事業ということでありますけれども、先ほど馬淵議員のほうからは、ほかにもうちちょっと範囲を広げたらどうかという御提案もあったと思います。

そんな中で、私も若干説明会のお話には聞いた部分でありますけれども、今回この結婚式、結婚ということ考えた場合に、なかなか今の社会では、それこそ性別とか、家族、あるいは夫婦の関係、こういったものについて様々な形がある、そんなふうに認識しております。

婚姻形態も多様で、いわゆる同性婚というものも現実には存在してきている。あるいは、夫婦別姓のための事実婚をしてみえる方もある。もちろん瑞穂市にどの程度あるか、私は存じませぬけれども、そういったことも想定するというのであれば、これはただ単に戸籍上だけで考えていいのかどうか。今後の瑞穂市のこういった問題についての在り方の一つの、ある意味では問題提起にもなると思いますので、ぜひそういった意味で対象の夫婦を広げていくことも考えられるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 関谷議員の質問にお答えさせていただきます。

議員の質問にありました対象者についてでございますが、現在日本国内では、2015年には東京都渋谷区と世田谷区で初めてパートナーシップ条例というのが導入されております。その後、全国の自治体で広まっておるといような状態です。さらに岐阜県におきましては、有識者を招きまして、この制度を検討するワーキンググループを始動させて、検討を進めていくということの新聞報道もございます。

今後、当市におきましては、検討していかなければならない事業と考えておるといことは、この事業を起したときにもはや想定しておりました。そうしたことから、今回のウェディングフォト撮影補助につきましては、申請者の状況について聞き取りを、申し訳ないんですが、申請書を出していただくときに細かくさせていただきますして、対応させていただきたいと思っています。

申請時におきましては、議員が懸念されるような申請時の添付資料、住民票だとか、本人分のみで可としまして、世帯全員の写しとか、そういうものは不要とするなど、幅広いパートナーへの対応が可能となるような支援をさせていただきたいと考えております。

今回のこの事業におきまして、瑞穂市内の状況というのものもある程度、私ども行政マンが体感するということができるんですね。その後、いろんな制度を施策するデータといいますか、状況把握、マーケティング調査といいますか、市場が分かるということになりますので、かなりのこれは小さい予算なんですけれども、小さいといっても国からもらっているお金ですが、大事に扱わせていただいて、しっかりと状況を把握させていただくというのも狙いとしてあるということを御理解願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この問題につきましては、なかなか難しい問題が私はあると思います。正直言って。もちろんそういったことを幅広くお互いに認め合っていく社会の必要性、その一方で、やはり個人情報をいかに守っていくかといった観点もありますので、そういった意味も含めて、ぜひ幅広い観点をお願いしたいと思います。

続きまして、10ページであります。

10ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費の穂積小学校のミーティングルームの窓の改修について質問をさせていただきます。

費用としては129万8,000円ということになっております。私も先日、この小学校にお邪魔させていただいて、実態がどういうふうになっているかということを見させていただきました。確かに大きな窓が3つあるんですけども、そのうち2つが開かないという状況になっております。ただ、これを見るからに、昨日今日そんな状態になったというよりは、相当前からその状態があったのではないかというふうにも思われますが、そこら辺について、いつ頃から開かない状態になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） それでは、ただいまの関谷議員の御質問にお答えいたします。

穂積小学校のミーティングルームは、放課後児童クラブで利用される前は倉庫として利用されていたということです。放課後児童クラブで利用できるよう、令和元年12月末にエアコンの設置を行いまして、令和2年2月末には床にカーペットを敷いて、放課後児童クラブができるようにということで設備を整えてまいりました。

そして、令和2年4月より、放課後児童クラブの部屋として利用をするようになりました。この時点では、今おっしゃいましたように、4か所ある窓のうち2か所は開閉ができ、2か所はちょっと開閉ができない状況でありました。ただ、このときは2か所は開閉できるということで、換気もできるというところもありまして、そのままお使いいただいていたところもございました。

この1年使っている間に、もう残りの2つのうちの1つの窓がちょっと開閉しにくくなったというところもありまして、そのまましておきますと、今後換気がしっかりできないというのは、このコロナ禍でまずいというところもございまして、コロナの感染対策という形で、今回4か所の窓全てを開閉できるようにし、網戸もつけて修繕していきたいということで上げさせていただきました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の答弁の中で、網戸もつけてというお話がありました。それは非常に重要なことかなあと思いました。

4か所、私が見たのは3か所見て、もう一か所どこかに隠れていたかもしれませんが、ただ、その鍵の壊れている部分については、正直言って、少し直せば簡単に直るのではないかという素朴な疑問もあったんですが、そこら辺は実際に確認されて見ておられると思いますけ

れども、そこら辺について、ただ若干、今担当してみえる放課後児童クラブの担当者の方との打合せもきちんとされて、これから進めていただければありがたいなというふうに思います。

続きまして、11ページになります。

11ページの真ん中から少し下目でありますけれども、8款土木費、4項都市計画費、1項都市計画総務費、18節負担金、補助金及び交付金で住宅リフォーム助成制度というのが今回提起をされております。

これは、聞くところによりますと、10年ほど前になりますけれども、平成24年度の実績160件を基にして、120件という数字を計上したというお話でありましたけれども、これができた当時といいますのは、平成23年にできたのではないかと考えておりますけれども、当時は一定こういうリフォーム制度について盛り上がった議論もあったという中で、この条例が制定されたという経過も私ちょっと記憶しているところでありますけれども、今回ある意味で急遽出てきている事業ということで、これをきちんとやっていく上では、広報を含め、きちんと皆さんに伝えていく取組が相当必要ではないかというふうな思いを持っておりますけれども、そういったことについては、どのような御計画を考えてみえますでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 関谷議員の御質問にお答えいたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、市民の方が安心して生活を送ることができるよう、居住環境の向上を図ることを目的と経済活動の活性化を図る目的で、市内業者を活用して住宅リフォームを行った場合に、助成金を支払うものとなっております。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行うため、事業期間が比較的短いものとなりましたが、市民の方やホームページや広報、チラシの作成、あと事業者の方には商工会を通じて情報提供をして、少しでも多くの方に御利用いただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） これの議案につきましては、総務委員会の付託になる予定だと思いますので、質問は続けさせていただきます。

こういった取組、私、住宅リフォーム制度は非常に重要な政策ではないかというふうに思っておりますけれども、これを一過性のもので終わらせるのではなく、今後も継続したものにしていく観点が重要ではないかと思っておりますけれども、そういったことについて、今後の見通しはどのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほどの説明した中にもありましたが、本事業は、財源に新型

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。これは、コロナウイルス対策関連の事業と今回は位置づけておりますので、今のところ、今年度のみの時限的補助と考えておりますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） たまたま財源が、そういったことでコロナ対策ということで出てきているものを使っているということは承知をしておりますけれども、こういったものやっていく本来の目的、言わば地域の事業を活性化させていく、市内でお金を回していく、そういった観点から、こういうリフォーム制度というのはあると思います。

そういった意味も含めて、今回提起をされているのではないかと思いますけれども、そういったことで考えれば、やっぱり継続というのも一つの検討課題としてあってもいいのではないかと、そんな要望も当然出てくるものだと私は思っておりますけれども、そういったことにつきましては、今後ぜひ御検討願うし、あるいはまた各種の委員会でも御検討いただければと思って、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 改めまして、おはようございます。

議席番号12番、朱鷺の会、棚橋敏明でございます。

一般会計の12ページ、議案第37号、教育費、教育総務費、事務局費、委託料、その中の測量調査250万、土地鑑定66万、こちらにつきまして、先ほど馬淵議員からも質問がございましたが、ちょっと教育長のお話、そしてまた事務局長のお話で聞き漏らしたところがあるかもしれませんので、改めて重複を極力避けながら質問したいと思います。

まずこの成り行き、牛牧小学校の35人学級、このことにつきまして、放課後児童クラブで使っている教室も必要になってきたと。そしてまた牛牧第1保育所が老朽化してきていると。そうしたら、これを併せ持ってやっていくことができないかというふうにとったわけでございますが、まず質問の一つとして、先ほどちらっとお話がありましたが、牛牧第1保育所、こちらのほうを公私連携でやっていかれるのかどうか、それを改めて確認したいと思います。

追って、それ以外の質問は自席にてさせていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、平成29年に瑞穂市の保育所整備計画を策定したときから、公私連携でやるというところで保育所整備計画を進めております。議員御指摘のとおり、公私連携で保育所を計画していきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

それでは、その次に先ほど来の放課後児童クラブのほうでございますが、これは保育所の新たにできる施設の中で、公私連携保育所の施設の中でやるのかどうなのか、それをお答えくださいませ。お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 放課後児童クラブにつきましては、公私連携認定保育所でやるのではなくて、今の牛牧第1保育所の現存している建物の中でやっていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 公私連携ということで進めていかれるということで、これは非常に大切なことだと思いますし、なおかつこれからのタイムスケジュール、そしてなおかつこれの第1号としては、ほづみの森こども園があったわけなんですけど、そのときには、造り直す前の時点でプロポーザルなり、それなりのしっかりとした応募者を見つけ、また進めたわけでございますが、今回の場合、ここで土地鑑定まで入るということは、土地をここで準備するということになってくると思います。そのことにつきまして、事の順序、現状のままプロポーザルをかけていくのか、それか、しっかりとした土地を確保してからかけていくのか、そういったことについてお答えいただけるとありがたいです。お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 今回測量させていただくというところで、今の牛牧第1保育所の近隣ということで測量させていただくんですけども、こちらのほうが通りましたら、そちらを測量いたしまして、その後購入という形になると思います。それを確保した上で、公私連携でやっていただけたところをプロポーザルで選定していきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） この場合、ほづみの森こども園のときのことをふと思い出しますと、

土地を新たに買うということはまかりならんと。離れている場所の職員の方の駐車場、これも無償貸与の中に含んではいけないといった議論も一部ございました。この中におられる議員さんも、そのようなことを申しておられた方が若干おられました。

そんなことを鑑みまして、あらかじめ公私連携で無償で貸与する、そのようなことが考えられている上でのプロポーザルとなった場合に、果たして土地を買う、新たに購入する、そして無償で貸与する、これをどのように取ったらいいのか、ちょっと私自身考えるところですが、何か御意見をお持ちでしたらお答えください。お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 今回、牛牧第1保育所につきましては、3歳未満児の保育は行われていないというところもございまして、敷地も現在の敷地ではちょっと少ないということもございます。そうすると、待機児童等の解消と未満児保育をやろうというふうに考えますと、敷地が足りないというところになりますので、やっぱりほかの場所で検討していきたいというところで、今までもずうっと検討してまいりました。そういったところで土地を用意させていただきまして、公私連携でやっていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 今のようなお答えをお聞きしていますと、そこそこのタイムスケジュールはお持ちなのかなあと思ったりするんですが、ある程度、こんなふうでプロポーザルをかけていくんだとか、そういった時期的な部分とか、何かお考えがまとまっているところがありましたら教えてください。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ざっくりとしたタイムスケジュールとはなりますけれども、今年度、この補正によりまして承認いただきまして、測量等できれば、その後購入ということになります。そうすると、今年度を買えれば、早く今年中に買えばいいかと思えますけれども、それがずれれば来年となって、来年には、購入した後には造成という形になります。そして埋め立てて、埋め立てた後にプロポーザルをさせていただいて、業者と調整とかしていきまして、今予定しているのは、令和6年度末には何とか完成してしまっ、令和7年4月から公私連携認定保育園として牛牧で開設できればと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ちょっと基本的なことに戻るんですが、先ほど馬淵議員のお答えに対して、大きさとか規模で4,500平米と伺いました。このことにつきまして、現在のこれのプランの基本になるかもしれませんが、ほづみの森こども園の大きさって、どんなもんなんですか

ね。ごめんなさい、急にこんなことを聞いて申し訳ございませんが。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ほづみの森に関しましては、現在、今の園舎の周りで3,700ほどございます。そして、離れたところに駐車場がございますが、それを入れると4,300平方メートルぐらいとなっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 公私連携ということで、基本的には無償で貸与すると。なおかつ、この貸与する中には、新たに購入して貸与する部分もあると、こういったことが明確なのかなあと思います。それと同時に、今現在の4,500平米、これが今現在ほづみの森こども園で実務に使っているところが3,700平米といたしますと、若干大きいような気もしますが、そんなことについていかがお考えなのか。今はちょっとお答えを求めるのは難しいかなと思いますが、そんなような見方をされてしまうということも御理解の上で、公私連携、無償貸与、これをしっかりと考えて進めていっていただきたいものと思いますし、それと同時に裏づけ、しっかりとつけていただきたいと思います。

最後に、同様に進められると思っておられた生津の保育所、この推進の地元の方々に、ここしばらく、そしてまた今後もどのように説明していかれるのか、御意見を伺いたいです。お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋議員に申し上げますが、ただいまの質問は若干議案の範囲を超えておりますので、注意だけ申し上げておきます。

○12番（棚橋敏明君） 分かりました。

それじゃあ、ただいまの件については結構でございますので、これで質問は閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 12番 棚橋敏明君の質問は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） おはようございます。

それでは、今回の質問であります。総括質疑として、今回の補正予算書12ページ、教育費、事務局費ということで、先ほども馬淵議員、棚橋議員から質問されたところでありますので、そこについて確認をさせていただきたいと思います。

馬淵議員の質問の中には、その場所はどこであるかといったところでは、少し答弁がなかったのではないかなあと思いますが、確認をさせていただきますが、この土地購入に関しては、

平成26年一般会計において議案が提出され、そのときには結論として否決をされたといった案件ではありますが、その場所であるか、確認をさせていただきたいと思います。

後からは自席で質問をさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいまの御質問ですけれども、今回私の答弁の中には、今の駐車場の場所はまだお話ししておりませんでした。今、庄田議員が言われた否決されたというところですが、平成26年のときに修正案が出て、否決されたということは理解しております。その場所と同じということでもあります。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） それでは、質問をさせていただきます。

同じ場所ということでもありますので、そこについては、平成26年第1回総括質疑のところがありました。これは、平成26年一般会計の予算について上程をされた、そんな問題のところでもあります。

そこで、第1回総括質疑であります。その総括質疑を行ったのは広瀬武雄議員でありました。そこにおいて、学校建設費における、特に牛牧小学校の整備費についてのみを質問させていただきましたということでありました。その頃については、牛牧小学校の増築ということであるいろいろな議論があったようであります。その過去の経緯からいきますと、1案、2案、3案といういろいろな議題をいただきながら、今回、第5案といったほうがいいのかも分かりませんといったところでありました。

ということで、思い出すと、増築をしなければならないといったところで、校庭内もしくはプールのところにも増築をしたい、そんな説明で私たちも視察に行った覚えがありました。思い出しました。

そんなところで、議会としては第4案を承知していただき、地元の説明をしていただくといったことでありました。その内容については、この部分には書かれておりませんが、後に調べていくと、道路を付け替えていく、グラウンドを広げるといった案でありました。そのように言った質問でありました。そのときに、地元説明では納得されなかった、地元の説明は納得していただけなかったということで、議会にはあまり詳細な説明をしていただく機会がありませんでしたという総括質疑であります。

そこで、その当時の高田次長が答えております。そのときに会議録を作っているの、その自治会で説明を行った会議録を提出してほしいという総括の中で、そのやり取りが行われました。それで、今ここでお待ちであれば、事務局のほうから送らせていただき、全員に配付させていただきますでしょうかといった広瀬武雄議員の質問のやり取りの中で、議事録はある

が、個人名など個人の発言が特定されるので、その部分については精査をしながら、本議会中に提出したいというふうに答えておりますが、それでは足りないということで、広瀬武雄議員は、その議事録を持っているので、私の手元にあるので、皆さんに配付してはいかがかということの提案がありました。

そんな中で、副市長からは、やはり今配るものではなく、精査をして、きちっとやりたいと言って、また議長に休憩を取って、53分ほどの休憩がありました。そんなやり取りをしながらも、その地元の説明の議事録を配付しました。そこで、なぜ配付をしてほしいかといったところが、この中で後に出てきました。

個人名を伏せながら、議会の中で、この総括質疑の中で配られました。そこは、反対者があるといったところでありました。地元説明で54名の出席者があり、反対が38名、賛成15名、白票が1名ということで、第4案、グラウンドを広げる、道路を付け替えるといったところが、地元の反対により、その案が打ち消されたといったことでありました。

そのうち、説明をしている間には、さらに校舎の増築により駐車台数が減少するのではないかとということでありましたが、それぞれのやり方については、牛牧周辺には市有地、私ではなく瑞穂市の土地、さらに南部コミュニティセンター、公園などが周りに多くあるので、その部分をまず活用を考えたほうがいいのではないかとという質疑がありました。周辺にはいろんな駐車場があるので、これ以上買うことはぜいたくではないかとという質疑があり、それぞれ広瀬議員は調査をしっかりとされて、いわゆる南側の駐車場30台、コミュニティ周辺には25台、砂利の駐車場等ということで、173台の駐車が可能だと調べて質疑をしているところでもあります。だから、新たに土地を買う必要はないのではないかとということも質疑の中で言うております。

そこで答えられた高田次長の答えには、玄関から非常に離れる、遠くなる。つどいの泉の駐車場にしましても、かなり東のほうにありますので、学校に訪れる人、そこへ止めて行く者も、お天気がいい日などはいいですけど、雨降りとか雪の日になると困難ですということで、ただ、その場所にあるけど、遠いから、便利だから、近いからという説明を繰り返しているようでありました。今後はきちっと検討していただき、議会に示してほしいといったところで総括質疑は終わりました。

その後、常任委員会で、文教厚生委員会で出た意見書によりますと、委員会のやり取りはちよっと省略させていただきます。結論だけ申し上げますと、牛牧小学校増築に際し、来客者などの駐車スペースが減少するため、利便性を考慮し、校門付近にそのスペースを確保するものであり、公の施設に駐車場を整備することは理解できる。しかしながら、牛牧小学校近辺には、市有地、瑞穂市の土地が点在しておりますので、小学校駐車場として利用が可能であると考えられるため、これらの既存の市有地の有効利用し、その活用を考えるべきであるため、新たな土地の購入は不必要であると考えられるという意見が出された場所でもあります。

その後、文教厚生委員会から総務委員会に送られ、総務委員会で協議がなされました。その協議の中では、西側の土地についても、80%の子供たちがそこを通学しているので、危険があるので駄目だ、難しい。また学校長より、東側の駐車場でも無理だといった議論がなされ、最終的には総務委員会でも、この土地については、協議をしていく間においては理解はできるけど、結論から申し上げますが、総務委員会でも修正案が出される前の意見であります。

牛牧小学校駐車場用地を購入するに当たっては、いろいろ協議をいたしましたけれども、今土地購入の前に、まず牛牧小学校の周りにあります市有地、こういったものを含めた牛牧小学校、今後生徒数が増えるということも皆さん承知のとおりだと思います。その中においても総合的な計画をしていただいて、その土地が本当に必要なのかどうか、どうしても今回この土地を買うということなら、突発的という感じを受けますので、もっと総合的な計画を出していただきたいが、南のほうにあります牛牧第1保育所も大分老朽化しておりますので、そういった計画も今後出てくると思いますので、そういったことを含め、あの辺一帯を総合的な計画を出していただき、検討していただきたいということにより、総務委員会でその部分を除く修正案が出され、全会一致、賛成者全員で修正案が可決されたといったところであります。

さらに、この本会議場で出された結論としましては、これは森治久委員長の報告であります。

牛牧小学校駐車場用地購入の件は、学校周辺は市有地が点在しているため、有効利用すべきであり、今回のような土地購入の予算を突発的に計上するのではなく、小学校周辺にある保育所施設と老朽化に伴う予算を加味するなど、総合的な計画を出して検討してもらいたいという結論でありました。このことは、一般会計から出された、それを否決した大きな問題となった平成26年のことでもあります。

そのことについて、改めて今回駐車場として出していくには、先ほど答弁の中でありました。そのことについては、よくよく審査をし、また突発的という言葉が出ているので、今回もどのような状況で文教厚生、また総務委員会に説明がなされるのか、その部分についてはしっかりと協議をしていかなければ、これは経緯でありますので、このことを議員も執行部も理解をしながら、しっかりと今後につなげた子供たちのためという今回の補正予算でありますので、私は、このことについて今教育委員会としてどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいまの庄田議員のお話は、私も承知しておるところでございます。

その中で、修正案が出たというところで、総合的に考えて進めてくれというところがあったと思うんですけれども、今回駐車場を買う経緯となりましたのは、先ほど庄田議員のお話の中にもありました砂利の駐車場があるというところで、牛牧小学校の東に、ちょっと離れたとこ

ろですが、砂利の敷地のままの駐車場がございます。こちらの所有されている方が売却したいという御相談がありました。それを受けたときに、私どもとしましては、その頃まだ今の牛牧第1保育所の公私連携型保育所ということで、近隣で計画を予定している中でそういった話がありまして、そうであれば……、ごめんなさい、ちょっとその土地を購入してくれと言われたんですけども、うちはそこをちょっと買う予定はないですよという話はしました。そうしたら、そこはそこで御理解いただきまして、ほかで考えられるということなんですけれども、そういった中で、その駐車場を確保するに当たりまして、砂利の駐車場がなくなることによって、その駐車場をどこかで確保しなきゃいけないということも考えなきゃいけなくなりました。そのときに、牛牧の公私連携型の保育所の計画を立てているところでもございましたので、その近隣でもし買えればというところで、またその同じ場所が浮上したというか、検討に上がってきたところがございます。

それで、なぜそういうふうに来てきたかという、総合的にあの地域を利用したいというところも考えておりましたので、牛牧第1の公私連携でやった敷地と併せて、あの一帯で考えていきたいというところもございました。その代替の土地としまして、今の言われている土地を購入させていただきまして、保育所と小学校の駐車場という形で、お互いに何か利用する必要があったときには、お互いに貸し借りできれば、総合的な利用ができるんじゃないかというところも考えまして、その位置をまた再度選定させていただいたということになります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） やっぱりここは議会としての経緯でありますので、さらに牛牧小学校周辺には駐車場が多いのではないのか、新たに購入するのかということについては、しっかりと文教厚生委員会、さらには総務委員会で説明がなされて、今この経緯もきちっと説明をいただき、議論をしっかりと総合的に把握して、ここしかないんだといったところを強く持っていたいただき、その説明が、議員がこれを通すんだと。そうすると、先ほどの説明の中でも、その後購入すると言っていますので、後になって、そこは必要かという議論ではなく、今この土地購入に対しての委託費であります。それが無駄になるようなことでは私はいけないと思いますので、今回この設計委託料が無駄にならないように、今しっかりと議論をしていかなければならないというところでもありますので、他の駐車場がどのような状況で、周辺にはどのようなになっているのか、そこをしっかりと委員会等で説明をいただき、納得ができる議会での報告をしていただきたいと思いますが、そのような報告は願えますでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 議員おっしゃるように、その辺はしっかり皆様と話を

んでいきまして、御回答できるように進めていきたいと思っております。よろしく願います。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） もう一つ聞きたいのは、やっぱり突発的といった言葉が平成26年でありました。今回、令和3年の一般会計ということではなく、補正になったことについては、やはり議員としては突発になってきてしまうのではないかなあと。そんなところも、しっかりと突発ではない、先ほどいろいろな計画があるといったところもありましたので、議員に示しをしていただきたいと思いますので、またその保育所計画、また35人学級でどうしても必要なんだ、そんなところもしっかりと説明をお願いしたいと思います。できますでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） その辺りをしっかり御説明させていただき、進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで議事の都合により、しばらく休憩いたしたいと思います。再開は11時ちょうどにいたしたいと思いますので、よろしく願います。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第6 議案第38号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第6、議案第38号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第39号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第7、議案第39号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題になりました議案第39号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）について、総括質疑をさせていただきます。

令和3年度一般会計補正予算（第3号）、22ページを御覧ください。

令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）の実施計画の資本的収入及び支出におきまして、収入として、瑞穂市の負担として企業債で2,025万円を借り、国からの補助金として2,975万円を受け取り、行う事業と聞いております。また支出において、1款資本的支出、1項の建設改良費施設整備事業費として5,000万円計上をされております。

そこでお尋ねをいたします。

この御提案の内容について、御説明のほうをお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、馬淵議員の御質問にお答えします。

今回の補正予算は、犀川遊水地牛牧排水機場整備事業に伴う下水処理場の放流管設置工事の国への負担金となります。

現在、牛牧排水機場は工事が進む中、排水機場敷地内も順次整備しており、先行して放流管を設置することにより、今後、下水処理場建設に伴う排水機場内の手戻り工事にならないよう、先行して工事を行うための工事負担金となります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 手戻り工事にならないように、今のうちから整備をしていくということで、補正予算に緊急性があるということで予算を計上していらっしゃるんだと思いますけれども、この建設事業、そして施設整備事業というのはいつ頃行われる予定かということで、補正予算で上がっていますので、緊急性があるかと認識をしておりますが、6月議会の補正で予算計上されたので、提案された緊急性を有する理由をお伺いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 当初予算にということもありますが、実は打合せする中で、当

初予算ではこのような話はございませんでした。国土交通省が事業を進めるにつれて、打合せ等する中で、先般、国から先行して工事を行いたいということでお話をいただきました。今後この工事につきましては、事業といたしましては9月から進めるということで工程表を頂いております。事業としては今年度いっぱい事業になると思われまます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第33号から議案第35号まで及び議案第37号から議案第39号までについて（委員会付託）

○議長（広瀬武雄君） 議案第33号から議案第35号まで及び議案第37号から議案第39号までは、会議規則第37条第1項の規定によりまして、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣言

○議長（広瀬武雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時05分

